	その他のもの	一四
	総トン数が二千トン未満のもの	
	その他のもの	
	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船	一〇　六
	漁船	
	その他のもの	
	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）	九
	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	七
	その他のもの	一二　八
	鋼船	
	発電船及びとう載漁船	
	その他のもの	
	木船	八　六　四
	とう載漁船	
	動力漁船及びひき船	
	その他のもの	
	その他のもの	
	モーターボート及びとう載漁船	五　四
	その他のもの	
工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）	五
	治具及び取付工具	三
	切削工具	二
	前掲のもの以外のもの	三
	その他のもの	
	前掲の区分によらないもの	四
	その他のもの	
器具及び備品	時計、試験機器及び測定機器	五　五
	度量衡器	
	試験又は測定機器	
	容器及び金庫	二　三
	ドラムかん、コンテナーその他の容器	
	その他のもの	
	金属製のもの	
	その他のもの	